

新 旧 対 照 表

改正前（旧）	改正後（新）
<p style="text-align: center;">愛知県介護施設等防災対策事業費補助金交付要綱</p> <p>(通則) 第1条 愛知県介護施設等防災対策事業費補助金(以下「補助金」という。)は、介護施設等の防災対策に係る整備に対し、事業の実施に要する経費の一部を予算の範囲内において交付することとし、その交付に関しては愛知県補助金等交付規則(昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的) 第2条 この補助金は、既存の介護施設等におけるスプリンクラー設備等整備、介護施設等の非常用自家発電設備整備及び介護施設等のブロック塀改修整備を支援することを目的とする。</p> <p>(交付の対象) 第3条 この補助金は、次の事業を交付の対象とするものとする。 (1) 既存の介護施設等のスプリンクラー設備等整備事業 既存の介護施設等のスプリンクラー設備等整備事業とは、市町村又は民間事業者が次に定める施設等にスプリンクラー設備等を整備する事業に対して、県が補助する事業をいう。 ア ケアハウス(定員30名以上。)、軽費老人ホームA型(定員30名以上)、軽費老人ホームB型(定員30名以上) イ 有料老人ホーム(定員30名以上。老人福祉法第29条に規定する届出済の施設に限る。) ウ 通所介護事業所(定員19名以上。宿泊が伴うものに限る。)</p> <p>(2) 介護施設等の非常用自家発電設備整備事業 介護施設等の非常用自家発電設備整備事業とは、市町村又は民間事業者が次に定める施設等に非常用自家発電設備を整備する事業に対して、県が補助する事業をいう。 ア 特別養護老人ホーム(定員30名以上。) イ ケアハウス(定員30名以上。)、軽費老人ホームA型(定員30名以上)、軽費老人ホームB型(定員30名以上) ウ 介護老人保健施設(定員30名以上。) エ 介護医療院(定員30名以上。) オ 養護老人ホーム(定員30名以上。)</p>	<p style="text-align: center;">愛知県介護施設等防災対策事業費等補助金交付要綱</p> <p>(通則) 第1条 愛知県介護施設等防災対策事業費等補助金(以下「補助金」という。)は、介護施設等の防災・減災対策及び新型コロナウイルスの感染拡大防止対策に係る整備に対し、事業の実施に要する経費の一部を予算の範囲内において交付することとし、その交付に関しては愛知県補助金等交付規則(昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的) 第2条 この補助金は、既存の介護施設等におけるスプリンクラー設備等整備、<u>介護施設等における多床室の新型コロナウイルスの感染拡大防止のための個室化改修</u>、介護施設等の非常用自家発電設備整備、<u>介護施設等の給水設備整備</u>及び介護施設等のブロック塀改修整備を支援することを目的とする。</p> <p>(交付の対象) 第3条 この補助金は、次の事業を交付の対象とするものとする。 (1) 既存の介護施設等のスプリンクラー設備等整備事業 既存の介護施設等のスプリンクラー設備等整備事業とは、市町村又は民間事業者が次に定める施設等にスプリンクラー設備等を整備する事業に対して、県が補助する事業をいう。 ア ケアハウス(定員30名以上。)、軽費老人ホームA型(定員30名以上)、軽費老人ホームB型(定員30名以上) イ 有料老人ホーム(定員30名以上。老人福祉法第29条に規定する届出済の施設に限る。) ウ 通所介護事業所(定員19名以上。宿泊が伴うものに限る。)</p> <p><u>(2) 介護施設等における多床室の新型コロナウイルスの感染拡大防止のための個室化改修支援事業</u> <u>介護施設等における多床室の新型コロナウイルスの感染拡大防止のための個室化改修支援事業とは、市町村又は民間事業者が次に定める施設等に多床室の新型コロナウイルスの感染拡大防止のための個室化改修支援する事業に対して、県が補助する事業をいう。</u> <u>ア 特別養護老人ホーム(定員30名以上。)</u>及び併設される老人短期入所施設(利用定員に関わらない。) <u>イ 上記以外の老人短期入所施設(定員30名以上。)</u> <u>ウ ケアハウス(定員30名以上。)、軽費老人ホームA型(定員30名以上)、軽費老人ホームB型(定員30名以上)</u> <u>エ 介護老人保健施設(定員30名以上。)</u> <u>オ 介護医療院(定員30名以上。)</u> <u>カ 養護老人ホーム(定員30名以上。)</u> <u>キ 有料老人ホーム(定員30名以上。老人福祉法第29条に規定する届出済の施設に限る。)</u> <u>ク 老人短期入所施設(定員30名以上。)</u></p> <p><u>(3) 介護施設等の非常用自家発電設備整備事業</u> 介護施設等の非常用自家発電設備整備事業とは、市町村又は民間事業者が次に定める施設等に非常用自家発電設備を整備する事業に対して、県が補助する事業をいう。 ア 特別養護老人ホーム(定員30名以上。) イ ケアハウス(定員30名以上。)、軽費老人ホームA型(定員30名以上)、軽費老人ホームB型(定員30名以上) ウ 介護老人保健施設(定員30名以上。) エ 介護医療院(定員30名以上。) オ 養護老人ホーム(定員30名以上。)</p> <p><u>(4) 介護施設等の給水設備整備事業</u> <u>介護施設等の給水設備整備事業とは、市町村又は民間事業者が次に定める施設等に介護施設等の給水設備を整備する事業に対して、県が補助する事業をいう。</u> <u>ア 特別養護老人ホーム(定員30名以上。)</u> <u>イ ケアハウス(定員30名以上。)、軽費老人ホームA型(定員30名以上)、軽費老人ホームB型(定員30名以上)</u> <u>ウ 介護老人保健施設(定員30名以上。)</u> <u>エ 介護医療院(定員30名以上。)</u></p>

(3) 介護施設等のブロック塀等改修整備事業

介護施設等のブロック塀等改修整備事業とは、市町村又は民間事業者が次に定める施設等のブロック塀等を改修する事業に対して、県が補助する事業をいう。

- ア 特別養護老人ホーム(定員30名以上。)及び併設される老人短期入所施設(利用定員に関わらない。)
- イ 上記以外の老人短期入所施設(定員30名以上。)
- ウ ケアハウス(定員30名以上。)、軽費老人ホームA型(定員30名以上)、軽費老人ホームB型(定員30名以上)
- エ 介護老人保健施設(定員30名以上。)
- オ 介護医療院(定員30名以上。)
- カ 養護老人ホーム(定員30名以上。)
- キ 有料老人ホーム(定員30名以上。)
- ク 通所介護事業所(定員19人以上。)
- ケ 老人福祉センター(A型・特A型・B型)
- コ 老人福祉施設付設作業所
- サ 老人介護支援センター(在宅介護支援センター)
- シ 在宅複合型施設

(交付の対象外費用)

第4条 この補助金は、第3条の規定に関わらず次に掲げる事業については、補助の対象としないものとする。

(1) 既存の介護施設等のスプリンクラー設備等整備事業

- ア 既に実施している事業
- イ 他の公費負担又は補助制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
- ウ 消防法施行令等の各法令違反にある状態を改善することを目的とした事業
- エ 年間、月間の両方ともに利用人数の実績(宿泊利用者/総数)が5%以下の宿泊を伴う事業
- オ 対象施設の目的以外の用途に使用する事業
- カ その他施設等整備に関する事業として適当と認められない事業

(2) 介護施設等の非常用自家発電設備整備事業

- ア 既に実施している事業
- イ 他の公費負担又は補助制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
- ウ 設計の不備又は工事施工の粗漏に起因した事業
- エ 燃料費等、設備の設置後、稼働に要するものを含む事業
- オ 対象施設の目的以外の用途に使用する事業
- カ その他施設等整備に関する事業として適当と認められない事業

(3) 介護施設等のブロック塀等改修整備事業

- ア 既に実施している事業
- イ 他の公費負担又は補助制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
- ウ ブロック塀等の撤去のみを行う事業
- エ 対象施設の目的以外の用途に使用する事業
- オ その他施設等整備に関する事業として適当と認められない事業

オ 養護老人ホーム(定員30名以上。)

(5) 介護施設等のブロック塀等改修整備事業

介護施設等のブロック塀等改修整備事業とは、市町村又は民間事業者が次に定める施設等のブロック塀等を改修する事業に対して、県が補助する事業をいう。

- ア 特別養護老人ホーム(定員30名以上。)及び併設される老人短期入所施設(利用定員に関わらない。)
- イ 上記以外の老人短期入所施設(定員30名以上。)
- ウ ケアハウス(定員30名以上。)、軽費老人ホームA型(定員30名以上)、軽費老人ホームB型(定員30名以上)
- エ 介護老人保健施設(定員30名以上。)
- オ 介護医療院(定員30名以上。)
- カ 養護老人ホーム(定員30名以上。)
- キ 有料老人ホーム(定員30名以上。)
- ク 通所介護事業所(定員19人以上。)
- ケ 老人福祉センター(A型・特A型・B型)
- コ 老人福祉施設付設作業所
- サ 老人介護支援センター(在宅介護支援センター)
- シ 在宅複合型施設

(交付の対象外費用)

第4条 この補助金は、第3条の規定に関わらず次に掲げる事業については、補助の対象としないものとする。

(1) 既存の介護施設等のスプリンクラー設備等整備事業

- ア 既に実施している事業
- イ 他の公費負担又は補助制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
- ウ 消防法施行令等の各法令違反にある状態を改善することを目的とした事業
- エ 年間、月間の両方ともに利用人数の実績(宿泊利用者/総数)が5%以下の宿泊を伴う事業
- オ 対象施設の目的以外の用途に使用する事業
- カ その他施設等整備に関する事業として適当と認められない事業

(2) 介護施設等における多床室の新型コロナウイルスの感染拡大防止のための個室化改修支援事業

- ア 既に実施している事業
- イ 他の公費負担又は補助制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
- ウ 設計の不備又は工事施工の粗漏に起因した事業
- エ 建築基準法等の各法令違反にある状態を改善することを目的とした事業
- オ 対象施設の目的以外の用途に使用する事業
- カ その他感染拡大防止として適当と認められない事業

(3) 介護施設等の非常用自家発電設備整備事業

- ア 既に実施している事業
- イ 他の公費負担又は補助制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
- ウ 設計の不備又は工事施工の粗漏に起因した事業
- エ 燃料費等、設備の設置後、稼働に要するものを含む事業
- オ 対象施設の目的以外の用途に使用する事業
- カ その他施設等整備に関する事業として適当と認められない事業

(4) 介護施設等の給水設備整備事業

- ア 既に実施している事業
- イ 他の公費負担又は補助制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
- ウ 設計の不備又は工事施工の粗漏に起因した事業
- エ 光熱水費等、設備の設置後、稼働に要するものを含む事業
- オ 対象施設の目的以外の用途に使用する事業
- カ その他施設等整備に関する事業として適当と認められない事業

(5) 介護施設等のブロック塀等改修整備事業

- ア 既に実施している事業
- イ 他の公費負担又は補助制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
- ウ ブロック塀等の撤去のみを行う事業
- エ 対象施設の目的以外の用途に使用する事業
- オ その他施設等整備に関する事業として適当と認められない事業

(交付額の算定方法)

第5条 既存の~~小規模~~介護施設等のスプリンクラー設備等整備事業については、別表1の第1欄に定める区分ごとに第4欄に定める対象経費の実支出額と、第2欄に定める交付基準単価に第3欄に定める単位を乗じて得た補助基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額の合計額を補助額とする。

介護施設等の非常用自家発電設備整備事業については、別表2の、介護施設等のブロック塀等改修整備事業については、別表3の、それぞれ第1欄に定める区分ごとに第5欄に定める対象経費の実支出額と第2欄に定める交付基準単価に第3欄に定める単位を乗じて得た補助基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を補助額とする。

ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

第6条～第11条 (略)

(その他)

第12条 特別の事情により第5条、第6条、第7条、第8条、第9条及び第10条に定める算定方式、手続によることができない場合は、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附則

第1 この要綱は、平成31年3月26日から施行し、平成31年3月12日から適用する。

第2 平成30年度に実施する介護施設等の防犯対策及び安全対策強化事業においては、大阪北部地震発生後、ブロック塀等の崩落等の恐れのため、高齢者の安全確保の観点から早急に整備する必要があり、本要綱の適用前に緊急的に着手したブロック塀等の整備についても、補助対象とする。

附則

この要綱は令和元年8月15日から施行する。

(交付額の算定方法)

第5条 既存の介護施設等のスプリンクラー設備等整備事業については、別表1の、介護施設等における多床室の新型コロナウイルスの感染拡大防止のための個室化改修支援事業については、別表2の、それぞれ第1欄に定める区分ごとに第4欄に定める対象経費の実支出額と、第2欄に定める交付基準単価に第3欄に定める単位を乗じて得た補助基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額の合計額を補助額とする。

介護施設等の非常用自家発電設備整備事業については、別表3の、介護施設等の給水設備整備事業については、別表4の、介護施設等のブロック塀等改修整備事業については、別表5の、それぞれ第1欄に定める区分ごとに第5欄に定める対象経費の実支出額と第2欄に定める交付基準単価に第3欄に定める単位を乗じて得た補助基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を補助額とする。

ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の下限)

第6条 第3条の(3)及び(4)に掲げる事業については、総事業費がそれぞれ 5,000 千円に満たない場合には、補助金は交付しないものとする。

第7条～第12条 (略)

(その他)

第13条 特別の事情により第5条、第7条、第8条、第9条、第10条及び第11条に定める算定方式、手続によることができない場合は、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附則

第1 この要綱は、平成31年3月26日から施行し、平成31年3月12日から適用する。

第2 平成30年度に実施する介護施設等の防犯対策及び安全対策強化事業においては、大阪北部地震発生後、ブロック塀等の崩落等の恐れのため、高齢者の安全確保の観点から早急に整備する必要があり、本要綱の適用前に緊急的に着手したブロック塀等の整備についても、補助対象とする。

附則

この要綱は令和元年8月15日から施行する。

この要綱は令和2年 月 日から施行する。

別表1

1 区分	2 交付基準単価		3 単位	4 対象経費
	～令和元年 9月30日	令和元年 10月1日～		
既存の介護施設等のスプリンクラー設備等整備事業				
スプリンクラー設備				
1,000 m ² 未満の場合	<u>9,520 円の 範囲内で知 事が認めた 額</u>	9,710 円の 範囲内で知 事が認めた 額	対象施設ご と 1 m ² あたり	既存の介護施設等の スプリンクラー設備等整 備事業に基づくスプリン クラー整備等(施設の整備 と一体で整備されるもの であって知事が必要と認 めた整備を含む。)に必 要な工事費又は工事請 負費。 ただし、別の補助金等 において別途補助対象と する費用を除き、工事費 又は工事請負費と同等と 認められる委託費及び分 担金及び適当と認められ る購入費等を含む。
1,000 m ² 未満の場合であっ て、消火ポンプユニット等を 設置する場合	<u>9,520 円/1 m² と 2,385 千円 の 範囲内で知事 が認めた額と の 合計額</u>	9,710 円/1 m ² と 2,440 千 円の範囲内で 知事が認めた 額との合計額	対象施設ご と	
300 m ² 未満の場合であって、 自動火災報知設備を整備す る場合	<u>1,059 千円 の 範囲内で知 事が認めた 額との合計額</u>	1,080 千円 の 範囲内で知 事が認めた 額との合計 額	施設数	
500 m ² 未満の場合であって、 消防機関へ通報する火災報 知設備を整備する場合	<u>319 千円の 範囲内で 知事が認め た額との合計 額</u>	325 千円の 範囲内で 知事が認め た額との合計 額		
(広域型施設等) ・ケアハウス、軽費老人ホーム A 型、軽費老人ホーム B 型 ・有料老人ホーム ・通所介護事業所(宿泊が伴う ものに限る。)				

(注1) 同一施設について、補助対象事業が複数にわたる場合は、それぞれの事業を区別し、見積等を分け、各事業の対象部分が重複しないよう留意する。

(注2) 本事業は施設・事業所ごとに補助を行うため、一つの建物の中に複数の事業所が設置されている施設においては、それぞれの補助対象施設・事業所ごとに対象経費の実支出額を求めることとする。

(注3) 補助単価について、「令和元年9月 30 日以前」を適用するのか、又は「令和元年 10 月 1 日以降」を適用するのかは、各介護施設等が事業の目的物の全てを完成し、最後に引き渡しを受けた日を基準日として判定する。

別表1

1 区分	<u>2 交付基準単価</u>	3 単位	4 対象経費
既存の介護施設等のスプリンクラー設備等整備事業			
スプリンクラー設備			
1,000 m ² 未満の場合	<u>9,710 円の範囲内で 知事が認めた額</u>	対象施設ご と 1 m ² あたり	既存の介護施設等の スプリンクラー設備等整 備事業に基づくスプリン クラー整備等(施設の整備 と一体で整備されるもの であって知事が必要と認 めた整備を含む。)に必 要な工事費又は工事請 負費。 ただし、別の補助金等 において別途補助対象と する費用を除き、工事費 又は工事請負費と同等と 認められる委託費及び分 担金及び適当と認められ る購入費等を含む。
1,000 m ² 未満の場合であっ て、消火ポンプユニット等を 設置する場合	<u>9,710 円/1 m²と 2,440 千円の 範囲内で知事が認めた額との 合計額</u>	対象施設ご と	
300 m ² 未満の場合であって、 自動火災報知設備を整備す る場合	<u>1,080 千円の範囲内で知事 が認めた額との合計額</u>	施設数	
500 m ² 未満の場合であって、 消防機関へ通報する火災報 知設備を整備する場合	<u>325 千円の範囲内で 知事が認めた額との合計額</u>		
(広域型施設等) ・ケアハウス、軽費老人ホーム A 型、軽費老人ホーム B 型 ・有料老人ホーム ・通所介護事業所(宿泊が伴う ものに限る。)			

(注1) 同一施設について、補助対象事業が複数にわたる場合は、それぞれの事業を区別し、見積等を分け、各事業の対象部分が重複しないよう留意する。

(注2) 本事業は施設・事業所ごとに補助を行うため、一つの建物の中に複数の事業所が設置されている施設においては、それぞれの補助対象施設・事業所ごとに対象経費の実支出額を求めることとする。

別表2

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 対象経費
<p><u>介護施設等における多床室の新型コロナウイルスの感染拡大防止のための個室化改修支援事業</u></p>			<p><u>介護施設等における多床室の新型コロナウイルスの感染拡大防止のための個室化改修支援事業に基づく個室化改修支援等(施設の改修と一体で整備されるものであって知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費。</u></p>
<p><u>(広域型施設等)</u> <u>・特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設(利用定員に関わらない)</u> <u>・上記以外の老人短期入所施設</u> <u>・ケアハウス、軽費老人ホーム A 型、軽費老人ホーム B 型</u> <u>・介護老人保健施設</u> <u>・介護医療院</u> <u>・養護老人ホーム</u> <u>・有料老人ホーム</u></p>	<p><u>978 千円の範囲内で知事が認めた額</u></p>	<p><u>整備床数</u></p>	<p><u>ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費と同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</u></p>

(注1) 同一施設について、補助対象事業が複数にわたる場合は、それぞれの事業を区別し、見積等を分け、各事業の対象部分が重複しないよう留意する。

(注2) 本事業は施設・事業所ごとに補助を行うため、一つの建物の中に複数の事業所が設置されている施設においては、それぞれの補助対象施設・事業所ごとに対象経費の実支出額を求めることとする。

別表2

1 区分	2 交付基準単価		3 単位	4 補助率	5 対象経費
	～令和元年 9月30日	令和元年 10月1日～			
介護施設等の非常用自家発電設備整備事業					
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム ・ケアハウス、軽費老人ホーム A 型、 軽費老人ホーム B 型 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム	9,000 千円 の 範囲内で 知事が 認めた額	9,180 千円 の 範囲内で 知事が 認めた額	施設数	1/2	介護施設等の非常用自家発電設備整備事業に基づく非常用自家発電設備(施設の整備と一体で整備されるものであって知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費。ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費と同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

(注1) 同一施設について、補助対象事業が複数にわたる場合は、それぞれの事業を区別し、見積等を分け、各事業の対象部分が重複しないよう留意する。

(注2) 本事業は施設・事業所ごとに補助を行うため、一つの建物の中に複数の事業所が設置されている施設においては、それぞれの補助対象施設・事業所ごとに対象経費の実支出額を求めることとする。

(注3) 補助単価について、「令和元年9月30日以前」を適用するのか、又は「令和元年10月1日以降」を適用するのかは、各介護施設等が事業の目的物の全てを完成し、最後に引き渡しを受けた日を基準日として判定する。

別表3

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 補助率	5 対象経費
介護施設等の非常用自家発電設備整備事業				
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム ・ケアハウス、軽費老人ホーム A 型、 軽費老人ホーム B 型 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム	知事が認めた額	施設数	3/4	介護施設等の非常用自家発電設備整備事業に基づく非常用自家発電設備(施設の整備と一体で整備されるものであって知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費。ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費と同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 <u>補助下限：総事業費 5,000 千円</u>

(注1) 同一施設について、補助対象事業が複数にわたる場合は、それぞれの事業を区別し、見積等を分け、各事業の対象部分が重複しないよう留意する。

(注2) 本事業は施設・事業所ごとに補助を行うため、一つの建物の中に複数の事業所が設置されている施設においては、それぞれの補助対象施設・事業所ごとに対象経費の実支出額を求めることとする。

別表4

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 補助率	5 対象経費
介護施設等の給水設備整備事業				介護施設等の給水設備整備事業に基づく給水設備(施設の整備と一体で整備されるものであって知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費。ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費と同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 補助下限:総事業費5,000千円
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム ・ケアハウス、軽費老人ホーム A 型、軽費老人ホーム B 型 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・有料老人ホーム	知事が認めた額	施設数	3/4	

(注1) 同一施設について、補助対象事業が複数にわたる場合は、それぞれの事業を区別し、見積等を分け、各事業の対象部分が重複しないよう留意する。

(注2) 本事業は施設・事業所ごとに補助を行うため、一つの建物の中に複数の事業所が設置されている施設においては、それぞれの補助対象施設・事業所ごとに対象経費の実支出額を求めることとする。

別表3

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 補助率	5 対象経費
介護施設等のブロック塀等改修整備事業				
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設(利用定員に関わらない) ・上記以外の老人短期入所施設 ・ケアハウス、軽費老人ホームA型、軽費老人ホームB型 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・有料老人ホーム ・通所介護事業所 ・老人福祉センター(A型・特A型・B型) ・老人福祉施設付設作業所 ・老人介護支援センター(在宅介護支援センター) ・在宅複合型施設	知事が 認めた額	施設数	3/4	介護施設等のブロック塀等改修整備事業に基づくブロック塀等の改修等(施設の整備と一体で整備されるものであって知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費。ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費と同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

(注1) 同一施設について、補助対象事業が複数にわたる場合は、それぞれの事業を区別し、見積等を分け、各事業の対象部分が重複しないよう留意する。

(注2) 本事業は施設・事業所ごとに補助を行うため、一つの建物の中に複数の事業所が設置されている施設においては、それぞれの補助対象施設・事業所ごとに対象経費の実支出額を求めることとする。

(注3) 補助単価について、「令和元年9月30日以前」を適用するのか、又は「令和元年10月1日以降」を適用するのかは、各介護施設等が事業の目的物の全てを完成し、最後に引き渡しを受けた日を基準日として判定する。

別表5

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 補助率	5 対象経費
介護施設等のブロック塀等改修整備事業				
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設(利用定員に関わらない) ・上記以外の老人短期入所施設 ・ケアハウス、軽費老人ホームA型、軽費老人ホームB型 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・有料老人ホーム ・通所介護事業所 ・老人福祉センター(A型・特A型・B型) ・老人福祉施設付設作業所 ・老人介護支援センター(在宅介護支援センター) ・在宅複合型施設	知事が 認めた額	施設数	3/4	介護施設等のブロック塀等改修整備事業に基づくブロック塀等の改修等(施設の整備と一体で整備されるものであって知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費。ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費と同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

(注1) 同一施設について、補助対象事業が複数にわたる場合は、それぞれの事業を区別し、見積等を分け、各事業の対象部分が重複しないよう留意する。

(注2) 本事業は施設・事業所ごとに補助を行うため、一つの建物の中に複数の事業所が設置されている施設においては、それぞれの補助対象施設・事業所ごとに対象経費の実支出額を求めることとする。

別紙1

令和 年度介護施設等防災対策事業費補助金申請額算出内訳

(単位：千円)

Table with 11 columns: 施設名・事業名, 設置主体, 設置費(㎡), 総事業費, 対象経費の算出額, 事件金その他収入額, 差引額, Bより多額して少ない等の額, 補助金算出額, Bより多額して少ない等の額×1/2, 補助額, 総合的な算出額. Rows include 既存の介護施設等, 介護施設の新設等, and 介護施設のリニューアル等.

(注1) 補助額には、各施設ごとの算出額を記入すること。
(注2) 補助額には、既存の介護施設等における、Bより多額して少ない等の額に算出額を記入すること。ただし、1,000円未満の算出額に該当する場合は、これを0として記入すること。
(注3) 補助額には、介護施設等の新設等における、介護施設の新設費、介護施設のリニューアル等における、C額の算出額を記入すること。1,000円未満の算出額に該当する場合は、これを0として記入すること。
(注4) 総合的な算出額には、補助額の算出に際しては「第1」より記入すること。

別紙2

令和 年度介護施設等防災対策事業費補助金申請額算出内訳

(単位：千円)

Table with 11 columns: 施設名・事業名, 設置費, 設置費(㎡), 総事業費, 対象経費の算出額, 事件金その他収入額, 差引額, Bより多額して少ない等の額, 補助金算出額, Bより多額して少ない等の額×1/2, 補助額, 総合的な算出額. Rows include 既存の介護施設等, 介護施設の新設等, and 介護施設のリニューアル等.

(注1) 補助額には、各施設ごとの算出額を記入すること。
(注2) 補助額には、既存の介護施設等における、Bより多額して少ない等の額に算出額を記入すること。ただし、1,000円未満の算出額に該当する場合は、これを0として記入すること。
(注3) 補助額には、介護施設等の新設等における、介護施設の新設費、介護施設のリニューアル等における、C額の算出額を記入すること。1,000円未満の算出額に該当する場合は、これを0として記入すること。
(注4) 総合的な算出額には、補助額の算出に際しては「第1」より記入すること。

別紙1

令和 年度介護施設等防災対策事業費補助金申請額算出内訳

(単位：円)

Table with 11 columns: 施設名・事業名, 設置主体, 設置費(㎡), 総事業費, 対象経費の算出額, 事件金その他収入額, 差引額, Bより多額して少ない等の額, 補助金算出額, Bより多額して少ない等の額×1/2, 補助額, 総合的な算出額. Rows include 既存の介護施設等, 介護施設の新設等, and 介護施設のリニューアル等.

(注1) 補助額には、各施設ごとの算出額を記入すること。
(注2) 補助額には、既存の介護施設等における、Bより多額して少ない等の額に算出額を記入すること。ただし、1,000円未満の算出額に該当する場合は、これを0として記入すること。
(注3) 補助額には、介護施設等の新設等における、介護施設の新設費、介護施設のリニューアル等における、C額の算出額を記入すること。1,000円未満の算出額に該当する場合は、これを0として記入すること。
(注4) 総合的な算出額には、補助額の算出に際しては「第1」より記入すること。

別紙2

令和 年度介護施設等防災対策事業費補助金申請額算出内訳

(単位：円)

Table with 11 columns: 施設名・事業名, 設置費, 設置費(㎡), 総事業費, 対象経費の算出額, 事件金その他収入額, 差引額, Bより多額して少ない等の額, 補助金算出額, Bより多額して少ない等の額×1/2, 補助額, 総合的な算出額. Rows include 既存の介護施設等, 介護施設の新設等, and 介護施設のリニューアル等.

(注1) 補助額には、各施設ごとの算出額を記入すること。
(注2) 補助額には、既存の介護施設等における、Bより多額して少ない等の額に算出額を記入すること。ただし、1,000円未満の算出額に該当する場合は、これを0として記入すること。
(注3) 補助額には、介護施設等の新設等における、介護施設の新設費、介護施設のリニューアル等における、C額の算出額を記入すること。1,000円未満の算出額に該当する場合は、これを0として記入すること。
(注4) 総合的な算出額には、補助額の算出に際しては「第1」より記入すること。